

埼玉県議会令和4年6月定例会付議予定議案件名表

【議案】

1 予算

議案名	概要
1 令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）	補正前 2, 228, 459, 000千円 補正額 279, 261千円 補正後 2, 228, 738, 261千円 対当初比 100. 0%
2 令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）	補正前 2, 228, 459, 000千円 補正額 2, 470, 490千円 補正後 2, 230, 929, 490千円 対当初比 100. 1%

2 条例

議案名	概要						
<p>1 埼玉県手数料条例等の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【企画財政部】</p>	<p>1 趣 旨 長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定申請に係る手数料の額を定めるとともに、教育職員の普通免許状及び特別免許状の有効期間更新手数料等の額の定めを廃止等するための改正</p> <p>2 内 容 (1) 埼玉県手数料条例の一部改正 ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴う手数料の新設 (例) 長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料 (確認書等のあるもので建築を伴わない一戸建ての住宅の場合) 13,000円 イ 教育職員免許法の一部改正に伴う教育職員の免許更新に係る手数料の廃止 ウ 規定の整備 (2) 埼玉県証紙条例の一部改正 証紙による収入の方法により徴収することとする手数料の名称変更及び廃止</p> <p>3 施行期日 令和4年10月1日等</p>						
<p>2 埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【企画財政部】</p>	<p>1 趣 旨 公職選挙法施行令に定める選挙公営の単価が改定されたことに伴い、これに準じて選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に係る公費負担額を改定するための改正</p> <p>2 内 容 選挙運動用自動車の使用、ビラ及びポスターの作成の公営の単価改定 (例) 一般運送契約以外の契約における選挙運動用自動車の使用(1日当たり)</p> <table border="1" data-bbox="831 1150 1541 1222"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車の借入れ</td> <td>15,800円</td> <td>16,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日等 公布の日から施行し、施行の日以後、期日を告示される選挙から適用</p>	区分	現行	改定後	自動車の借入れ	15,800円	16,100円
区分	現行	改定後					
自動車の借入れ	15,800円	16,100円					

議案名	概要
<p>3 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例</p> <p style="text-align: right;">【総務部】</p>	<p>1 趣 旨 地方公務員法等の一部改正に伴い、及び埼玉県人事委員会の意見等を踏まえ、職員の定年の引上げ等に関し必要な事項を定める等するための改正</p> <p>2 内 容 関係15条例について、職員の定年の引上げ等に関し必要な事項を規定 (例) 職員の定年等に関する条例 職員の定年年齢を原則60歳から65歳に引き上げ、経過措置として令和13年3月31日まで段階的に引き上げること等を規定</p> <p style="padding-left: 2em;">職員の給与に関する条例 60歳を超える職員の給与水準を60歳前の7割にすること等を規定</p> <p style="padding-left: 2em;">職員の退職手当に関する条例 60歳を超える職員の退職手当に関する措置等を規定</p> <p>3 施行期日 令和5年4月1日等</p>
<p>4 新 職員の高齢者部分休業に関する条例</p> <p style="text-align: right;">【総務部】</p>	<p>1 趣 旨 高齢期の職員の多様な働き方の推進に資するため、高齢者部分休業制度を設けるための条例の制定</p> <p>2 内 容 (1) 対象職員 60歳以上の職員</p> <p>(2) 休業時間 1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内</p> <p>(3) 休業期間中の給与 休業時間に応じて減額して支給</p> <p>3 施行期日 令和5年4月1日</p>

議案名	概要				
<p>5 埼玉県税条例等の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【総務部】</p>	<p>1 趣 旨 地方税法等の一部改正に伴い、個人の県民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長する等するための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 個人県民税 住宅借入金等特別税額控除の特例措置の適用期限の延長</p> <table border="1" data-bbox="840 427 1444 502"> <thead> <tr> <th data-bbox="840 427 1140 467">現行</th> <th data-bbox="1140 427 1444 467">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="840 467 1140 502">令和17年度</td> <td data-bbox="1140 467 1444 502">令和20年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 不動産取得税 不動産を取得した者が、所有権の登記等を申請した場合、不動産取得税に係る申告等を原則不要とする</p> <p>(3) 規定の整備</p> <p>3 施行期日 令和5年1月1日（2（2）は令和5年4月1日）</p>	現行	改正後	令和17年度	令和20年度
現行	改正後				
令和17年度	令和20年度				
<p>6 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【都市整備部】</p>	<p>1 趣 旨 建築基準法の一部改正に伴い、応急仮設建築物の存続等の許可期間の延長に係る事務を市町村が処理することとするための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 建築基準法の一部改正に伴う事務の追加 （例）応急仮設建築物の存続の許可期間の延長に係る書類の受理等</p> <p>(2) 規定の整備</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>				

議案名	概要
<p>7 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【企業局】</p>	<p>1 趣旨・内容 県の一般職員に準じ、60歳に達した企業職員の給料月額に関し特例措置を定めるとともに、規定の整備をするための改正</p> <p>2 施行期日 令和5年4月1日</p>
<p>8 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【下水道局】</p>	<p>1 趣旨・内容 県の一般職員に準じ、60歳に達した流域下水道事業企業職員の給料月額に関し特例措置を定めるとともに、規定の整備をするための改正</p> <p>2 施行期日 令和5年4月1日</p>

議案名	概要																		
<p>9 学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【教育局】</p>	<p>1 趣 旨 埼玉県人事委員会からの意見を踏まえ、職員の定年の引上げに関し必要な事項を定める等するための改正</p> <p>2 内 容 60歳を超える学校職員の給与水準を60歳前の7割にすること等を規定</p> <p>3 施行期日 令和5年4月1日</p>																		
<p>10 埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【教育局】</p>	<p>1 趣 旨 県立特別支援学校1校の設置、県立高等学校4校の統合及び県立栗橋北彩高等学校の位置の表示を変更するための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 県立特別支援学校1校の新設</p> <table border="1" data-bbox="840 715 2000 786"> <thead> <tr> <th data-bbox="840 715 1420 751">名称</th> <th data-bbox="1420 715 2000 751">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="840 751 1420 786">埼玉県立岩槻はるかぜ特別支援学校</td> <td data-bbox="1420 751 2000 786">さいたま市岩槻区大字馬込字十一番2426番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県立高等学校4校の統合</p> <table border="1" data-bbox="840 858 2000 1034"> <thead> <tr> <th data-bbox="840 858 1420 895">現行</th> <th data-bbox="1420 858 2000 895">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="840 895 1420 932">埼玉県立児玉高等学校</td> <td data-bbox="1420 895 2000 932">埼玉県立児玉高等学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="840 932 1420 968">埼玉県立児玉白楊高等学校</td> <td data-bbox="1420 932 2000 968"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="840 968 1420 1005">埼玉県立飯能高等学校</td> <td data-bbox="1420 968 2000 1005">埼玉県立飯能高等学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="840 1005 1420 1034">埼玉県立飯能南高等学校</td> <td data-bbox="1420 1005 2000 1034"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 県立栗橋北彩高等学校の位置の表示の変更</p> <table border="1" data-bbox="840 1106 2000 1177"> <thead> <tr> <th data-bbox="840 1106 1420 1142">現行</th> <th data-bbox="1420 1106 2000 1142">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="840 1142 1420 1177">久喜市伊坂1番地</td> <td data-bbox="1420 1142 2000 1177">久喜市伊坂南二丁目16番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和5年4月1日（2（3）は公布の日から）</p>	名称	位置	埼玉県立岩槻はるかぜ特別支援学校	さいたま市岩槻区大字馬込字十一番2426番地1	現行	改正後	埼玉県立児玉高等学校	埼玉県立児玉高等学校	埼玉県立児玉白楊高等学校		埼玉県立飯能高等学校	埼玉県立飯能高等学校	埼玉県立飯能南高等学校		現行	改正後	久喜市伊坂1番地	久喜市伊坂南二丁目16番地
名称	位置																		
埼玉県立岩槻はるかぜ特別支援学校	さいたま市岩槻区大字馬込字十一番2426番地1																		
現行	改正後																		
埼玉県立児玉高等学校	埼玉県立児玉高等学校																		
埼玉県立児玉白楊高等学校																			
埼玉県立飯能高等学校	埼玉県立飯能高等学校																		
埼玉県立飯能南高等学校																			
現行	改正後																		
久喜市伊坂1番地	久喜市伊坂南二丁目16番地																		

議案名	概要				
<p>11 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【教育局】</p>	<p>1 趣 旨 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する介護補償の額を改定するための改正</p> <p>2 内 容 介護補償の額の改定 (例) 常時介護を要する場合で、親族等による介護を受けた日があるときの補償の上限額 (月額)</p> <table border="1" data-bbox="837 432 1442 507"> <thead> <tr> <th data-bbox="837 432 1137 472">現行</th> <th data-bbox="1137 432 1442 472">改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="837 472 1137 507">73,090円</td> <td data-bbox="1137 472 1442 507">75,290円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 公布の日</p>	現行	改定後	73,090円	75,290円
現行	改定後				
73,090円	75,290円				

3 地方自治法第179条第3項の規定による知事専決処分の承認

案件名	概要
<p>専決処分の承認を求めることについて (埼玉県税条例の一部を改正する条例)</p> <p style="text-align: right;">【総務部】</p>	<p>1 専決処分年月日 令和4年3月31日</p> <p>2 専決処分理由 地方税法の一部改正に伴い、緊急に条例を改正する必要性が生じたため</p> <p>3 内 容</p> <p>(1) 法人事業税</p> <p>ア ガス供給業に係る課税方式の改定</p> <p>イ 資本金1億円を超える法人に対する所得割の軽減税率の廃止</p> <p>(2) 不動産取得税</p> <p>ア 宅地建物取引業者等が住宅を新築した日から6月以内に他者に譲渡した場合に課税しない措置について、その期間を1年以内に緩和する特例措置の適用期限を2年延長</p> <p>イ 新築住宅用土地の減税措置について、土地取得から住宅新築までの経過年数の要件を2年から3年に緩和する特例措置の適用期限を2年延長</p> <p>(3) 規定の整備</p> <p>4 施行期日 令和4年4月1日</p>

4 訴えの提起

案件名	概要
1 訴えの提起について 【都市整備部】	1 事 件 名 県営住宅の明渡し及び滞納家賃等請求事件 2 取 扱 い 請求が認容されないときは上訴する 滞納家賃等を完納する旨の申し入れがあり、かつ、その履行が見込まれるときは和解する
2 訴えの提起について 【都市整備部】	1 事 件 名 県営住宅の明渡し及び損害賠償金請求事件 2 取 扱 い 請求が認容されないときは上訴する

【報告】

1 予算繰越報告

案件名	概要
1 埼玉県一般会計継続費通次繰越報告	R3 年度繰越額 5,072,895,289円 (6件)
2 埼玉県一般会計繰越明許費繰越報告	R3 年度繰越額 181,904,210,924円 (119件)
3 埼玉県一般会計事故繰越し繰越報告	R3 年度繰越額 9,167,901,942円 (25件)
4 地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計繰越明許費繰越報告	R3 年度繰越額 55,000,000円 (1件)
5 地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計事故繰越し繰越報告	R3 年度繰越額 203,000,000円 (1件)

案件名	概要
<p>6 埼玉県県営住宅事業特別会計継続費通次繰越報告</p>	<p>R3 年度繰越額 2, 2 2 6, 2 1 2, 1 0 7 円 (5 件)</p>
<p>7 埼玉県公営企業会計継続費通次繰越報告</p> <p>(1) 埼玉県工業用水道事業会計継続費繰越計算書</p> <p>(2) 埼玉県水道用水供給事業会計継続費繰越計算書</p> <p>(3) 埼玉県地域整備事業会計継続費繰越計算書</p>	<p>R3 年度繰越額 1 5 6, 1 7 4, 3 9 6 円 (2 件)</p> <p>R3 年度繰越額 1, 2 4 4, 5 6 1, 4 3 4 円 (4 件)</p> <p>R3 年度繰越額 1 0, 4 7 9, 0 6 1, 9 6 3 円 (6 件)</p>
<p>8 埼玉県公営企業会計予算繰越報告</p> <p>(1) 埼玉県工業用水道事業会計予算繰越計算書</p>	<p>R3 年度繰越額 1 0 7, 0 8 6, 1 0 0 円 (4 件)</p>

案件名	概要		
(2) 埼玉県水道用水供給事業会計予算繰越計算書	R3 年度繰越額	442,510,800円	(5件)
(3) 埼玉県地域整備事業会計継続費繰越計算書	R3 年度繰越額	3,009,857,214円	(1件)
(4) 埼玉県地域整備事業会計予算繰越計算書	R3 年度繰越額	200,806,000円	(2件)
(5) 埼玉県流域下水道事業会計予算繰越計算書	R3 年度繰越額	12,382,916,282円	(8件)

2 地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告

案件名	概要
<p>1 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: center;">【企画財政部】</p>	<p>1 専決処分年月日 令和4年3月28日</p> <p>2 専決処分理由 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部改正に伴い、規定の整備を行うため</p> <p>3 内 容 同法等の適用規定 (例) 高齢者の居住の安定確保に関する法律の適用規定「第52条」→「第52条第1項」</p> <p>4 施行期日 令和4年5月18日等</p>
<p>2 ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: center;">【環境部】</p>	<p>1 専決処分年月日 令和4年5月31日</p> <p>2 専決処分理由 建築基準法の一部改正に伴い、規定の整備を行うため</p> <p>3 内 容 同法の適用規定「第85条第5項」→「第85条第6項」</p> <p>4 施行期日 公布の日</p>
<p>3 埼玉県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: center;">【都市整備部】</p>	<p>1 専決処分年月日 令和4年5月19日</p> <p>2 専決処分理由 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、規定の整備を行うため</p> <p>3 内 容 同法施行規則の適用規定「第1条第3項」→「第1条第4項」</p> <p>4 施行期日 公布の日</p>

案件名	概要
<p>4 損害賠償の額を定めることについて</p> <p style="text-align: right;">【都市整備部】</p>	<p>1 専決処分年月日 令和4年3月30日</p> <p>2 専決処分理由 埼玉県建設工事標準請負契約約款第46条第2項に基づく損害賠償額の決定のため</p> <p>3 相手方 開道建設業協同組合（埼玉県さいたま市）</p> <p>4 事案の概要 令和2年12月9日に相手方と宅地造成工事請負契約を締結後、入札時の設計額に誤りがあり予定価格が過大となっていたことが判明し、適正な入札執行ができなかったものと判断したため、令和3年1月28日に県が発注者の任意解除権を行使して当該契約を解除し、損害を与えたもの</p> <p>5 損害賠償額 953,105円</p>
<p>5 損害賠償の額を定めることについて</p> <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>	<p>1 専決処分年月日 令和4年5月16日</p> <p>2 専決処分理由 警察活動に係る損害賠償額の決定のため</p> <p>3 相手方 警察官の誤認に基づき信号無視・交差点右左折方法違反を告知され、各種講習などの受講等により休業損害等が生じた者（10人）</p> <p>4 事案の概要 埼玉県内の交差点において、警察官が車両通行帯に係る交通規制が実施されているものと誤認し、原動機付自転車を運転中の相手方を信号無視・交差点右左折方法違反として告知したことにより、各種講習などの受講等による休業損害等の損害を与えたもの</p> <p>5 損害賠償額 89,920円</p>

3 地方自治法第218条第4項の規定による弾力条項適用報告

案件名	概要
埼玉県公営競技事業特別会計弾力条項適用報告 【総務部】	1 適用年月日 令和4年3月28日 2 根 拠 地方自治法第218条第4項 3 内 容 競輪事業において、令和3年度の車券売上が好調であったことに伴い業務量が増加し、直接必要な経費に不足が生じたことから、増加した収入に相当する金額を使用したことについて報告するもの 4 金 額 200,000千円

4 地方自治法第221条第3項の法人の経営状況報告

法人名	概要
<p>1 埼玉県住宅供給公社 (S40.11.10設立)</p> <p style="text-align: right;">【都市整備部】</p>	<p>代表者 理事長 石川 幸彦 資本金 40,000 千円 県出資金 40,000 千円 (100.0%)</p>
<p>2 埼玉県道路公社 (S46.9.1設立)</p> <p style="text-align: right;">【県土整備部】</p>	<p>代表者 理事長 田中 勉 資本金 12,058,000 千円 県出資金 11,218,000 千円 (93.0%)</p>
<p>3 埼玉県土地開発公社 (S47.11.30設立)</p> <p style="text-align: right;">【県土整備部】</p>	<p>代表者 理事長 田中 勉 資本金 100,000 千円 県出資金 100,000 千円 (100.0%)</p>
<p>4 埼玉県消防協会 (S23.8.27設立)</p> <p style="text-align: right;">【危機管理防災部】</p>	<p>代表者 会長 森田 耕一 資本金 318,532 千円 県出資金 100,000 千円 (31.4%)</p>
<p>5 埼玉県公園緑地協会 (S46.4.24設立)</p> <p style="text-align: right;">【都市整備部】</p>	<p>代表者 理事長 江副 弘隆 資本金 97,800 千円 県出資金 48,900 千円 (50.0%)</p>

法人名	概要
<p>6 埼玉県産業振興公社 (S 4 8 . 4 . 2 6 設 立)</p> <p style="text-align: right;">【産業労働部】</p>	<p>代 表 者 理事長 神田 文男 資 本 金 5, 0 0 0 千円 県出資金 5, 0 0 0 千円 (1 0 0 . 0 %)</p>
<p>7 埼玉県下水道公社 (S 5 4 . 2 . 1 設 立)</p> <p style="text-align: right;">【下水道局】</p>	<p>代 表 者 理事長 末柄 勝朗 資 本 金 1 1 0 , 0 6 0 千円 県出資金 5 5 , 0 3 0 千円 (5 0 . 0 %)</p>
<p>8 埼玉県埋蔵文化財調査事業団 (S 5 5 . 4 . 1 設 立)</p> <p style="text-align: right;">【教育局】</p>	<p>代 表 者 理事長 依田 英樹 資 本 金 1 0 , 0 0 0 千円 県出資金 1 0 , 0 0 0 千円 (1 0 0 . 0 %)</p>
<p>9 埼玉県生活衛生営業指導センター (S 5 7 . 4 . 2 1 設 立)</p> <p style="text-align: right;">【保健医療部】</p>	<p>代 表 者 理事長 長谷川 隆春 資 本 金 1 0 , 0 1 8 千円 県出資金 4 , 0 0 0 千円 (3 9 . 9 %)</p>
<p>1 0 埼玉県農林公社 (S 5 8 . 1 1 . 1 設 立)</p> <p style="text-align: right;">【農林部】</p>	<p>代 表 者 理事長 強瀬 道男 資 本 金 9 8 1 , 4 3 7 千円 県出資金 5 1 5 , 0 0 0 千円 (5 2 . 5 %)</p>

法人名	概要
11 さいたま緑のトラスト協会 (S59. 8. 1設立) 【環境部】	代表者 理事長 太田 猛彦 資本金 13,000 千円 県出資金 5,000 千円 (38.5%)
12 埼玉県産業文化センター (S62. 5. 1設立) 【産業労働部】	代表者 理事長 加藤 喜久雄 資本金 150,000 千円 県出資金 50,000 千円 (33.3%)
13 埼玉県国際交流協会 (S62. 6. 1設立) 【県民生活部】	代表者 理事長 鷺坂 長美 資本金 328,164 千円 県出資金 200,000 千円 (60.9%)
14 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター (H1. 5. 1設立) 【警察本部】	代表者 理事長 原口 和久 資本金 1,040,000 千円 県出資金 779,587 千円 (75.0%)
15 いきいき埼玉 (H1. 10. 1設立) 【県民生活部】	代表者 理事長 永沢 映 資本金 82,000 千円 県出資金 50,000 千円 (61.0%)

法人名	概要
<p>16 埼玉県河川公社 (H4. 3. 27設立)</p> <p style="text-align: right;">【県土整備部】</p>	<p>代表者 理事長 奥ノ木 信夫 資本金 35,000 千円 県出資金 18,000 千円 (51.4%)</p>
<p>17 埼玉県芸術文化振興財団 (H5. 7. 1設立)</p> <p style="text-align: right;">【県民生活部】</p>	<p>代表者 理事長 加藤 容一 資本金 100,000 千円 県出資金 100,000 千円 (100.0%)</p>
<p>18 株式会社さいたまアリーナ (H9. 3. 27設立)</p> <p style="text-align: right;">【都市整備部】</p>	<p>代表者 代表取締役社長 林 直樹 資本金 495,000 千円 県出資金 150,000 千円 (30.3%)</p>
<p>19 株式会社さいたまリバーフロンティア (H12. 2. 9設立)</p> <p style="text-align: right;">【企業局】</p>	<p>代表者 代表取締役社長 水野 博人 資本金 130,000 千円 県出資金 58,000 千円 (44.6%)</p>

5 観光に関する基本的な計画の策定等報告

案件名	概要
<p>第3期埼玉県観光づくり基本計画の策定について</p> <p style="text-align: right;">【産業労働部】</p>	<p>1 根 拠 埼玉県観光づくり推進条例第16条第3項</p> <p>2 趣 旨 「第2期埼玉県観光づくり基本計画」の計画期間が令和3年度で終了したことに伴い、令和4年度からの5年間の観光づくりに関する総合的な施策を推進するための新たな計画を策定したため報告するもの</p> <p>3 主な内容 (1) 基本理念 旅したくなる また来たくなる ずっと居たくなる埼玉 (2) 指 標 「観光消費額3,266億円(令和2年)→7,400億円(令和8年)」等</p> <p>4 計画期間 令和4年度から令和8年度まで</p>